

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月、会社Aに雇用され、B会社が元請として施工するC所在のD高架橋新設工事において土木作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、ケーシングガイドを取り外す作業中、左手人差し指がケーシングガイドとケーシングチャック部分に挟まれ、負傷した。請求人は、同日、E病院を受診し、「左示指切断」と診断され、翌〇日、F病院を受診し、「左示指切断、末梢性神経障害性疼痛、末梢神経障害」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして、障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人の疼痛は断端神経腫を原因とする痛みであり、審査官はカウザルギーとは原因を異とする痛みと捉えているようだが、断端神経腫によりカウザルギーが引き起こされたと考えることは十分に可能であって、後遺障害認定上「特殊な性状の疼痛」と判断されるべきものであると主張している。

(2) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、左示指の欠損障害及び神経系統の障害であると認められるところ、左示指の欠損障害については、「1手の示指、中指又は環指を失ったもの」(障害等級第11級の6)に該当することは明らかであることから、以下、左示指の神経系統の障害の有無について検討する。

(3) 請求人は、請求人の疼痛障害についての主張の根拠として、G医師の鑑定意見に記述されたカウザルギーについての「一般に太い神経の損傷によって生じるものとされている」との説が必ずしも通説とはいえないとし、CRPS type II (カウザルギーに該当)について、「太い主要神経の損傷のみではなく、細い皮神経の損傷でも強い疼痛が生じる」ものであると反論している。

しかし、当審査会としては、H医師が、平成〇年〇月〇日付け診断書において「疼痛範囲は指尖部の掌側に限局される」と述べていること、及び請求人に残存する疼痛を「カウザルギー」と診断した医学的所見がないことから、カウザルギーには該当しないものと判断する。

(4) また、反射性交感神経性ジストロフィー(RSD)であるとの主張についても、決定書理由に説示するとおり、G医師の鑑定意見を踏まえると、関節拘縮、

- 骨萎縮及び皮膚の変化という慢性期の主要な3つの症状のうち、少なくとも2つについては認められないことは明らかであり、これも認めることはできない。
- (5) もっとも、請求人の疼痛について、G医師は「カウザルギー様の痛み」であるとして障害等級第12級が妥当である旨述べているところ、当審査会としても、請求人の神経症状は「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」(障害等級第12級の12)には該当するものと思料する。
- (6) そうすると、請求人には左示指の欠損障害(障害等級第11級の6)及び神経系統の障害(障害等級第12級の12)が残存していることとなるが、これら2つの障害は、通常派生する関係にあるものと判断することが相当であり、その場合はいずれか上位の等級をもって当該障害の等級とすることとされている。したがって、当審査会としては、請求人に残存する障害は、障害等級第11級の6と判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。